

鳥取県教育委員会

学校業務カイゼンプラン X

School Operations KAIZEN Plan X

— 教職員のさらなる「働きやすさ」と
「働きがい」へ **Transformation!** —

令和8年4月

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランX

- 教職員のさらなる働きやすさと働きがいへ Transformation! -

学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加し、教職員の時間外業務が社会問題となる中、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるため、働き方改革を進めています。鳥取県では平成30年3月に策定した「学校業務カイゼンプラン」、令和3年4月に策定した「新 学校業務カイゼンプラン」(令和6年4月改訂)の取組を進めてきており、取組前から時間外業務時間や長時間勤務者は大きく減少し、一定の成果を得ているところです。しかしながら、上限方針に規定する時間外業務時間月45時間、年間360時間を超える教職員は依然として存在しており、引き続き取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要です。

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることを目的とした「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」という。)を定めることと規定されました。それも踏まえ、学校における働き方改革の更なる推進に向け、「新 学校業務カイゼンプラン」を継承・発展させる計画として、新たに「学校業務カイゼンプランX (以下「カイゼンプランX」という。)を策定しました。Xという文字には、「Transformation (変革)」の意味を込めており、ICTや生成AIの活用による校務DXの推進等の取組を進めることで、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立していきます。そして、学習指導要領等において目標とされている理念の実現に向けたよりよい教育を行えるようにすることを目指しています。

目的

**教員がこれまでの働き方を見直し、教員がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合っ
て自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、
自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対してよりよい教育活動を行う。**

※「児童生徒のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方により、教員が疲弊して行くのであれば、児童生徒のためにはならない。

※学校教育の高い成果が、教員の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであれば、持続可能なものとは言えず、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなる。

計画期間

令和8年度から令和11年度まで(4年間)

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年6月18日公布)において、令和11年度までに政府による一箇月時間外在校等時間(時間外業務時間)を平均30時間程度に削減する措置が新設されたことに合わせています。

目 標

(1) 時間外業務時間に関する目標

- ・ 時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消
- ・ 1か月時間外業務時間の平均時間が30時間以下

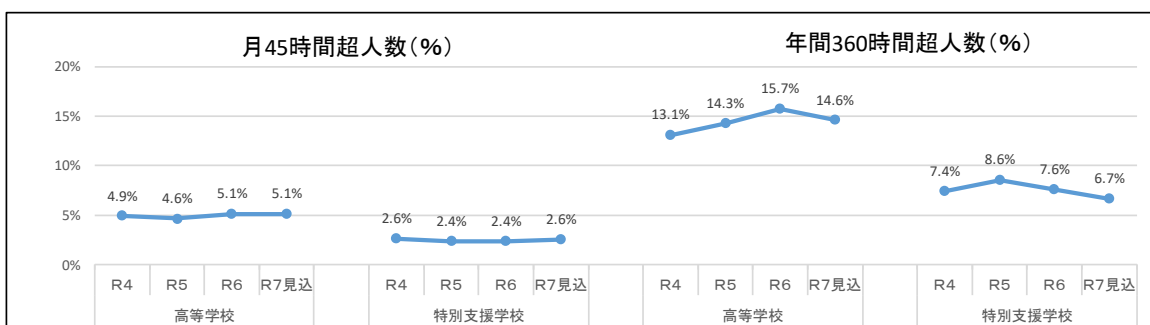
〈参考1〉 これまでの長時間勤務者の人数、全教職員に占める割合の推移

校種	月45時間超人数(※1)				年間360時間超人数			
	R4	R5	R6	R7見込	R4	R5	R6	R7見込
高等学校	67.3人 (4.9%)	63.4人 (4.6%)	70.1人 (5.1%)	68.8人 (5.1%)	180人 (13.1%)	195人 (14.3%)	214人 (15.7%)	196人 (14.6%)
特別支援学校	19.1人 (2.6%)	16.9人 (2.4%)	16.8人 (2.4%)	17.9人 (2.6%)	54人 (7.4%)	61人 (8.6%)	54人 (7.6%)	47人 (6.7%)

集計対象:教職員(管理職、事務職員、常勤講師を含む。会計年度任用職員は含まない。)

※1:1か月当たりの平均人数(年間延べ人数÷月数)

※2:まなびの森学園(夜間中学)は単一校のため非掲載



〈参考2〉 長時間勤務者の解消に向けた、各年度時点の達成目標

校種	月45時間超人数				年間360時間超人数			
	R8	R9	R10	R11	R8	R9	R10	R11
高等学校	60人 (4.5%)	40人 (3.0%)	20人 (1.5%)	0人 (0.0%)	150人 (11.2%)	100人 (7.5%)	50人 (3.7%)	0人 (0.0%)
特別支援学校	15人 (2.1%)	10人 (1.4%)	5人 (0.7%)	0人 (0.0%)	45人 (6.4%)	30人 (4.3%)	15人 (2.1%)	0人 (0.0%)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きやすさ等に関する目標

- ・ 年次有給休暇の平均取得日数(夏季休暇を含む)が20日以上
 ※ライフステージに寄り添い誰もが輝ける職場づくりのための鳥取県教職員プランと一致
- ・ ストレスチェックの受検率100%

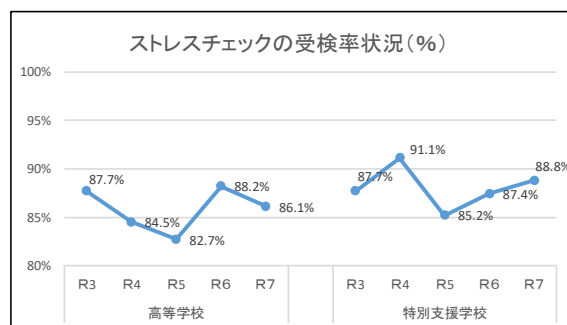
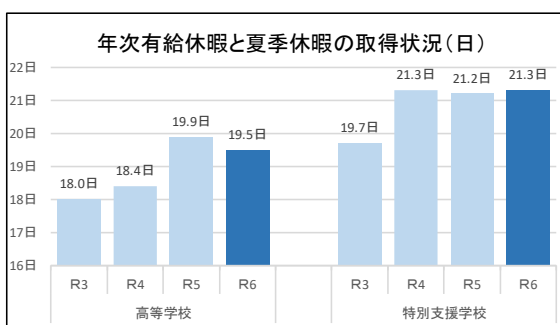
〈参考3〉 これまでの年次有給休暇等の平均取得日数及びストレスチェックの受検率の推移

校種	年次有給休暇と夏季休暇(最大5日)の取得状況			
	R3	R4	R5	R6
高等学校	18.0日	18.4日	19.9日	19.5日
特別支援学校	19.7日	21.3日	21.2日	21.3日

※3:まなびの森学園(夜間中学)は単一校のため非掲載

校種	ストレスチェックの受検率状況				
	R3	R4	R5	R6	R7
高等学校	87.7%	84.5%	82.7%	88.2%	86.1%
特別支援学校	87.7%	91.1%	85.2%	87.4%	88.8%

※4:まなびの森学園(夜間中学)は特別支援学校に計上



取組内容

カイゼンプランXにおいては、以下のような取組を柱に、学校における働き方改革を進めていくこととします。

1. 業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備

① 取組推進体制の整備

- ・実施計画は各サービス監督教育委員会が策定することが義務付けられているものの、県全体として学校における働き方改革を推進することを目的として、外部有識者や全校種の校長、市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえつつ、校長会や教育長会とも連携を図りながら、各サービス監督教育委員会が策定する実施計画の共通となる具体的な取組内容や推進体制等について、全県的な視点で検討します。

② 管理職員の時間管理意識の向上

- ・県立学校の管理職員向け研修の開催や、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の推進に向けた研修を行います。また、必要に応じて市町村教育委員会へも情報提供や参加を促します。

③ 教育委員会等による調査、会議、研修等の見直し

- ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
- ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合、オンラインの活用（ICTを活用した合理化）などの見直しを行います。
- ・学校現場での業務適正化に向け、学校に依頼する業務や学校に関係する事業内容の一層の見直しが行えるよう、教育委員会事務局職員のより一層の意識向上を図ります。
- ・首長部局・関係団体から学校に依頼される調査等について、実態把握・検討の上、精選・簡素化を図られるよう働きかけを行います。

④ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開

- ・業務削減効果の大きな優良事例を収集し、「学校業務カイゼン活動推進検討会」等を介して、全県展開を行います。

⑤ 長時間勤務者の確実な把握と対策

- ・出勤時間及び時間外業務時間を給与・勤怠管理システムにより把握し、教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に計測します。
- ・持ち帰り業務は行わないことを原則とし、教材研究等の持ち帰り業務を行った場合は、その業務時間を給与・勤怠管理システムにより実態把握します。
- ・出勤時刻と時間外業務時間を登録した時刻に大きな乖離が生じたりすることがないように、正確な勤怠情報入力 of 徹底を図ります。
- ・時間外業務時間が月45時間、年360時間（月平均30時間相当）を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、月80時間を超える長時間勤務者に対する産業医又は健康管理担当医による面接指導を実施します。
- ・ストレスチェックの受検率を100%にし、結果等も活用して職場環境の改善を図ります。
- ・教育職員の時間外業務時間が上限時間を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うなど長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上

- ・定時退勤日や、会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、早期退勤に関する取組を徹底します。

- ・休憩時間を適切に確保（原則4 5分間連続）することが可能となるような取組や体制の整備を行います。
- ・学校における業務削減の意識を高め、休暇を取得しやすい環境を整備する取組の一環として、夏季休業中に対外業務を行わない日（対外業務停止日）を連続して設定します。
- ・家庭及び地域における体験的活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）の全県的な導入により、教員にとって、年次有給休暇を取得すれば連続する休日を創り出せる環境の構築を図ります。

2. 教員以外の人材の活用、配置

① 学校及び教員が担う業務の適正化

- ・令和7年9月に全部改正された、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて、教員が教員でなければできない業務に専念できるよう、各業務の担い手について検討を行います。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>⑥ 調査・統計等への回答 （学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施）</p> <p>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 （学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画）</p> <p>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 （教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討）</p> <p>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 （教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討）</p> <p>⑩ 校舎の開錠・施錠 （副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進）</p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 （地域住民等の支援や、輪番等を促進）</p> <p>⑫ 校内清掃 （児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進）</p> <p>⑬ 部活動 （部活動の地域展開・地域連携を推進）</p>	<p>⑭ 給食の時間における対応 （食に関する指導については、栄養教諭等が対応）</p> <p>⑮ 授業準備 （教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑯ 学習評価や成績処理 （採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進）</p> <p>⑰ 学校行事の準備・運営 （関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討）</p> <p>⑱ 進路指導の準備 （就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進）</p> <p>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 （専門スタッフとの連携・協力等）</p>
<p>※ 朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	

「学校と教師の業務の3分類」(文部科学省)より作成

※事務職員の過度な負担とならないよう、組織体制づくりに留意します。

- ・学校における働き方改革を進めるに当たり保護者、地域に理解・協力いただくため、積極的な情報発信を行います。
- ・高等学校PTA連合会、特別支援学校PTA連合会をはじめとした関係団体との意見交換も行いながら、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などを活用しつつ、保護者や地域との適切な役割分担を進めます。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対しては、学校問題解決支援事業に加え、学校課題解決支援アドバイザー（弁護士や臨床心理士など）を積極的に活用するなど、対応に当たる教職員の負担を軽減するとともに、安定した学校運営を確保します。

② 学校事務職員の校務運営への参画の推進

- ・各種システムの導入等により事務処理の効率化を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めます。
- ・校務運営への参画に当たっては、役割の明確化、時間的配慮等を行った上で、効果的な実施を図ります。

③ 「教員業務支援員」の配置と有効活用による事務業務の軽減

- ・授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする教員業務支援員を配置するとともに、効果的に活用するための体制を整備し、教員の事務負担を軽減します。
- ・教員業務支援員との協働を契機に、業務の内容や進め方を見直します。

④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用、今後の在り方

- ・部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
- ・地域人材等を活用して部活動の単独指導が可能な外部指導者の確保に努め、効果的に活用するための体制を整備します。
- ・部活動の在り方や効率的・効果的な指導方法について、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。
- ・職員数に応じた部活動の適正化や合同部活動、地域連携等、新しい部活動の形態での実施を検討します。

3. 業務の見直し・削減

① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- ・2①の視点を踏まえ、教職員が担う業務の削減に向けて、そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている学校行事・校内研究会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定、外部委託を行うなど、効率化を図ります。
- ・学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要なとされるものへの精選や重点化を図るとともに、事前準備や運営の簡素化・省力化を進めます。
- ・各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。

② ICTや生成AIの活用による校務DXの推進

- ・各種配付文書、アンケート・調査など校務や学校運営で活用できる共通学習用ツール（Google Workspace）の利用を推進し、業務効率化を進めます。
- ・押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を進め、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減を図ります。
- ・資料作成や調査回答など、校務における生成AIの利活用を積極的に推進し、業務効率化を進めます。

③ 勤務時間外の連絡対応等の体制整備

- ・外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務等を行うことがないよう、勤務時間外における外部からの電話等の対応を基本的に行わない取組（留守番電話の設定（録音機能の有無を問わない）、出欠連絡のデジタル化、アプリやGoogle Forms等による連絡対応の体制整備等）を実施します。

④ 教職員の業務カイゼンへの参画

- ・管理職だけでなく、教職員一人ひとりが業務カイゼンに取り組むよう、教職員に対する研修など意識醸成の場を設定します。
- ・管理職が、校内において教職員間で業務の在り方や見直しなどについて改善策を議論する場を設定します。
- ・こうした取組を進めるため、衛生委員会の積極的な活用を進めます。

⑤ 働きやすさと負担軽減の両立

- ・各校種において「チーム担任制」など従来の制度に捉われない担任のあり方について研究を進め、担任業務の負担軽減や、多様な働き方を選ぶ教員の効果的な活用を図るとともに、特例勤務の取得など、多様な勤務形態を受容できる体制づくりを進めていきます。
- ・初任者など、職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制し、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備していきます。

4. 関連する取組、今後のフォローアップ

① 「カイゼンプランX」の内容及び実施状況の公表

- ・「カイゼンプランX」の内容及び実施状況について鳥取県教育委員会のホームページで公表するとともに、定例教育委員会において報告します。

② 総合教育会議への報告

- ・「カイゼンプランX」の内容及び実施状況について総合教育会議へ報告するとともに、協議等を通じて、知事部局との密接な連携を図ります。

③ 市町村教育委員会への指導助言

- ・市町村教育委員会が行う実施計画の策定・公表などに関し、実施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、指導助言を行います。

④ 学校の基本方針の策定、運用

- ・基本方針に業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を規定し、学校運営協議会で承認を得ます。
- ・基本方針の内容は学校評価（自己評価表）の「目標達成のための方策」と一致させるものとし、目標達成のための具体的な方策を規定します。
- ・基本方針に従って学校運営を進め、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、児童生徒によりよい教育を行います。

<参 考>

このたび策定したカイゼンプランXのほかに、これまで作成した手引き、各種方針及び文部科学省の示した働き方改革事例集等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

・「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/247775.htm>



・「保護者と地域住民のより良い関係づくりのために」

保護者・地域住民・学校のより良い関係づくりに向けて、学校への意見や要望等への対応についての「基本的な考え方」や「対応の具体」を整理し、三者の連携・協働を生み出すための手がかりとして活用するために策定。（平成28年7月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/279419.htm>



・「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、運動部活動が生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成30年12月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1151058.htm>



・「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」

平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、文化部活動が生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成31年3月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/283375.htm>



・「全国の学校における働き方改革事例集」（文部科学省）

文部科学省が、どの学校でも取り組みやすく手の届きやすい事例を紹介するため、各教育委員会における働き方改革に係る好事例をとりまとめて作成（令和2年2月）。毎年度末に加筆修正等の改訂を実施（直近：令和5年3月改訂）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/mext_00008.html



・「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」

教職員の多忙解消・負担軽減の取組推進のため、平成30年3月に「学校業務カイゼンプラン」を策定し、学校現場における働き方改革に取り組んできたが、令和2年1月に文部科学省が告示した指針を踏まえて策定した上限方針の達成に至っておらず、より一層の働き方改革の推進が必要であることから策定（令和3年4月）。3年間の計画期間終了後、一部改定と共に計画期間を延長（令和6年4月）。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/316633.htm>



取組内容と取組主体との関係一覧

	鳥取県 教育委員会	学校		地域・保護者
		管理職	教職員 (管理職以外)	
1. 業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備				
① 取組推進体制の整備	○ 体制整備	○ 体制整備		
② 管理職員の時間管理意識の向上	○ 研修等開催	○ 意識向上		
③ 教育委員会等による調査、会議、研修等の見直し	○ 見直し推進			
④ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開	○ 収集・展開			
⑤ 長時間勤務者の確実な把握と対策	○ 把握・対策検討	○ 把握・対策検討		
⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 意識向上	○ 理解・協力
2. 教員以外の人材の活用、配置				
① 学校及び教員が担う業務の適正化	○ 体制整備・広報	○ 校内外調整	○ 校内外調整	○ 理解・協力
② 学校事務職員の校務運営への参画の推進	○ 事務効率化	○ 事務効率化・移管	○ 事務職員の参画	
③ 「教員業務支援員」の配置と有効活用による事務業務の軽減	○ 配置・体制整備	○ 有効活用	○ 有効活用	
④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用、今後の在り方	○ 配置・体制整備	○ 有効活用	○ 有効活用	○ 理解・協力
3. 業務の見直し・削減				
① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮		○ 業務精選・効率化	○ 業務精選・効率化	
② ICTや生成AIの活用による校務DXの推進	○ 体制整備・事例展開	○ 削減・効率化	○ 削減・効率化	
③ 勤務時間外の連絡対応等の体制整備	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 効果的運用	○ 理解・協力
④ 教職員の業務カイゼンへの参画	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 参画	
⑤ 働きやすさと負担軽減の両立	○ 体制整備	○ 校内体制整備	○ 効果的運用	
4. 関連する取組、今後のフォローアップ				
① 「カイゼンプランX」の内容及び実施状況の公表	○ HPでの公表			
② 総合教育会議への報告	○ 実施計画報告			
③ 市町村教育委員会への指導助言	○ 必要な指導助言			
④ 学校の基本方針の策定、運用		○ 校内体制整備	○ 効果的運用	○ 理解・協力

重点取組事項

鳥取県教育委員会では、カイゼンプランXにおける取組内容として、4つの取組の柱を挙げているところですが、そのうち、重点取組事項を以下のとおり定め、取組を強化していくこととします。

重点取組事項 1

取組3-② ICTや生成AIの活用による校務DXの推進

【重点的取組】

ICT等の活用による校務のデジタル化、情報共有等による業務効率化を推進するとともに、効果的な生成AIの活用により校務DXを推進します。

- ・ 共通学習用ツール（Google Workspace）を利用した業務効率化の事例の蓄積・展開
- ・ 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進
- ・ ICT等の活用による更なる効率化を可能とするためのネットワーク等の環境整備
- ・ 資料作成や調査回答など、校務における生成AIの利活用の積極的な推進

重点取組事項 2

取組2-① 学校及び教員が担う業務の適正化

【重点的取組】

令和7年9月に全部改正された、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教員が教員でなければならない業務に専念できるように保護者、地域の理解を得るための取組を行うとともに、学校運営協議会での熟議等、各学校等で協力を得るための好事例等の展開を図ります。

- ・ 保護者、地域に理解・協力いただくための積極的な広報活動
- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用や地域学校協働活動の推進等を通じた保護者、地域との適切な役割分担の推進に向け、優良取組事例や具体的プロセスの展開
- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対する学校問題解決支援事業や学校課題解決支援アドバイザー（弁護士や臨床心理士など）の積極的な活用

重点取組事項 3

取組3-⑤ 働きやすさと負担軽減の両立

【重点的取組】

担任業務等の負担軽減を行うとともに、教職員の多様な働き方を受容できる学校の体制づくりを進めます。

- ・ 各校種において「チーム担任制」など従来の制度に捉われない担任のあり方について研究を進め、担任業務の負担軽減や、多様な働き方を選ぶ教員の効果的な活用を図るとともに、特例勤務の取得など、多様な勤務形態を受容できる体制づくりを進めていきます。
- ・ 初任者など、職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制し、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備していきます。